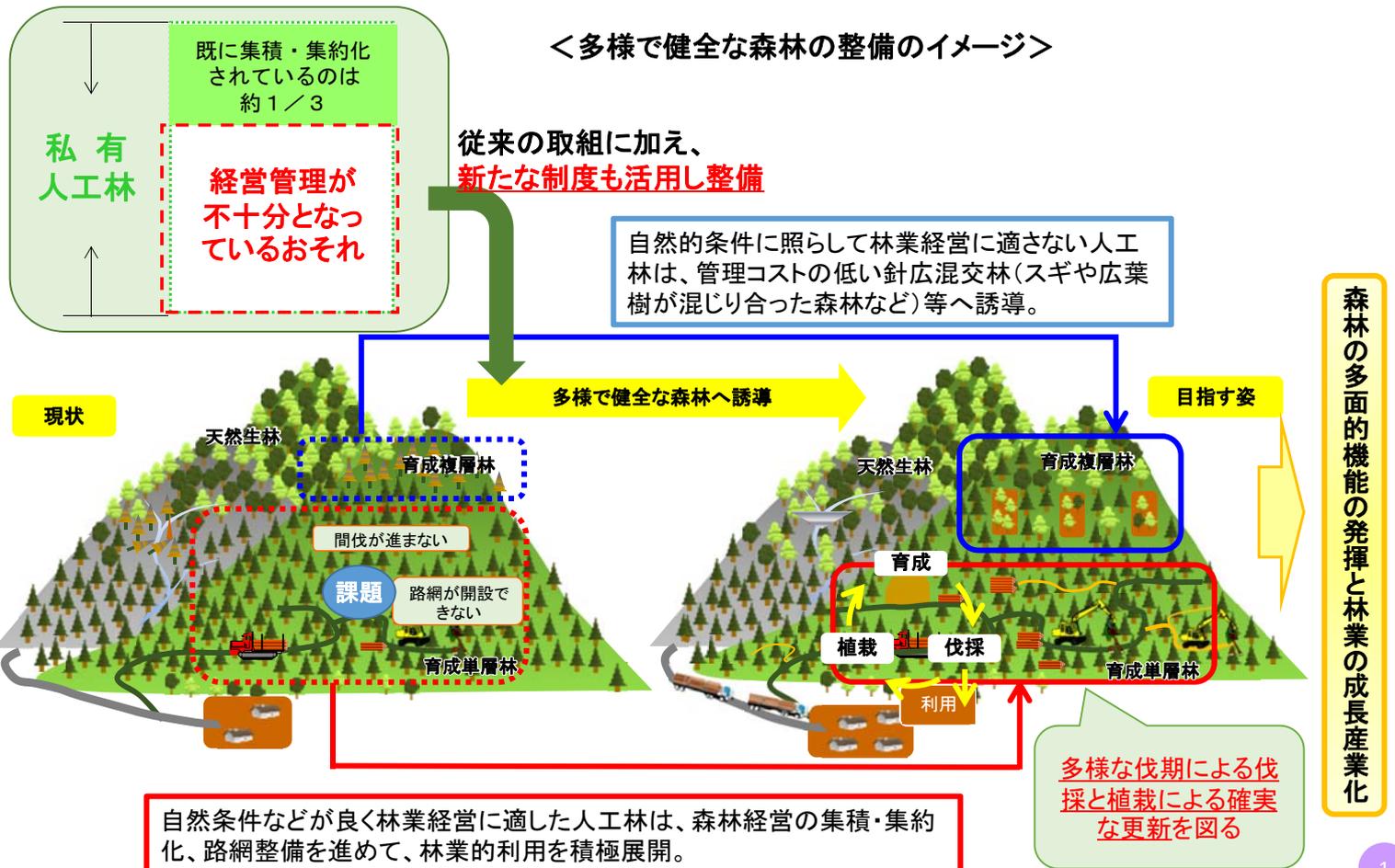


# 森林経営管理制度(新たな森林管理システム)と 森林環境譲与税について



## 森林の経営管理の現状と今後の森林整備の方向性



# 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）のスキーム



これまでは森林所有者自ら、  
又は民間事業者へ委託し経営管理

## 新たな制度を追加



経営や管理が行われていない森林について  
市町村が仲介役となり森林所有者と担い手と繋ぐシステムを構築

## 新たな制度により期待される効果

市町村 (地域全体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放置されていた森林が<u>経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与</u></li> <li>○ <u>間伐手遅れ林の解消</u>などにより、土砂災害等の発生リスクが低減し、<u>地域住民の安全・安心に寄与</u></li> </ul>
森林所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる</u></li> </ul>
地域の林業経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多数の森林所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、<u>経営規模や雇用の安定・拡大につながる</u></li> </ul>

## 【参考】岡山県真庭市における検討事例

### 【里山真庭の森林づくり推進事業】

【44723 政策B 里山真庭の森林づくり推進事業】  
 (H31 当初予算) 林業・バイオマス産業課

森林経営管理法による経営管理（H31.4施行）を推進

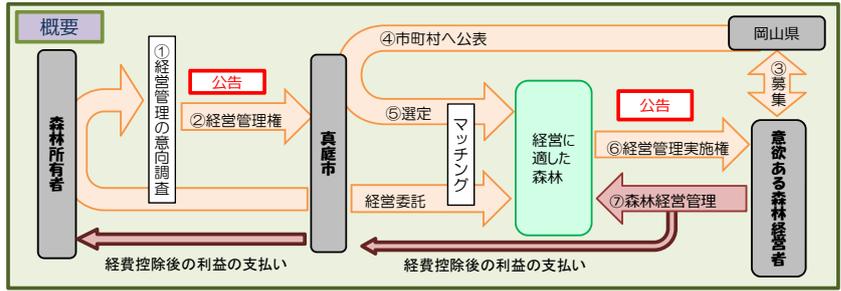
**解決すべき課題**

- 持続的な森林を経営管理するための体制・制度の構築
- 集約等による施業の効率化+保育の省力化=コスト削減

↓

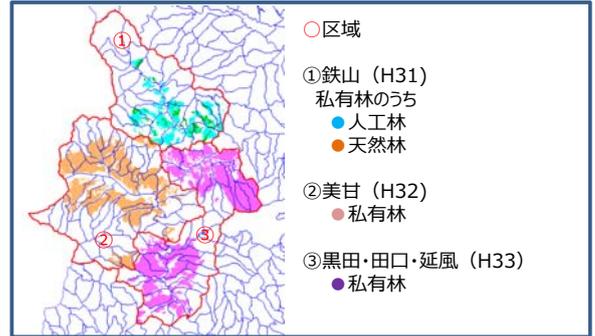
**制度を活用し、森林（人工林）の集積を推進**

将来、山林所有者が自ら管理が困難と見込まれる私有林について、真庭市が預かり、意欲と能力のある林業経営者に委ねる



#### ■ モデル地区の選定

- 区域 美甘地区（旧美甘村）をモデル地区とし、区域（赤線）を3ブロックに分割
- 意向調査等の実施年 ①H31 鉄山、②H32 美甘、③H33 黒田、田口、延風
- 平成31年度の実施対象区域（大字鉄山）
  - ・鉄山の私有林面積 504ha（うち人工林 326ha）
  - ・森林所有者約100人、山林、保安林の筆数 約1,100筆
- 実施内容
  - ・区域内の森林所有者等の確認と意向調査
  - ・管理を委ねたい森林を対象に森林調査を実施し、経営管理権を設定
  - ・意欲ある経営者を選定。
  - ・経営管理実施計画を作成し、経営管理実施権を設定
  - ・事業体が森林経営を開始



## 森林経営管理法における国有林の記載

### （国有林野事業における配慮等）

#### 第44条

1 国は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮するものとする。

2 森林法第七条の二第一項に規定する国有林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、相互に連携を図り、林業経営者に対し、経営管理に資する技術の普及に努めるものとする。

# 森林環境税 及び 森林環境譲与税 について

## ○ 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

## 森林経営管理法のこと

次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、以下を内容とする森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

### 1. 森林環境税の創設 [平成36年度から課税]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して課する国税  
 税率: 1,000円(年額)  
 賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて賦課徴収  
 国への払込み: 都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み  
 その他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付・納入、罰則等に関して所要の措置

### 2. 森林環境譲与税の創設 [平成31年度から譲与]

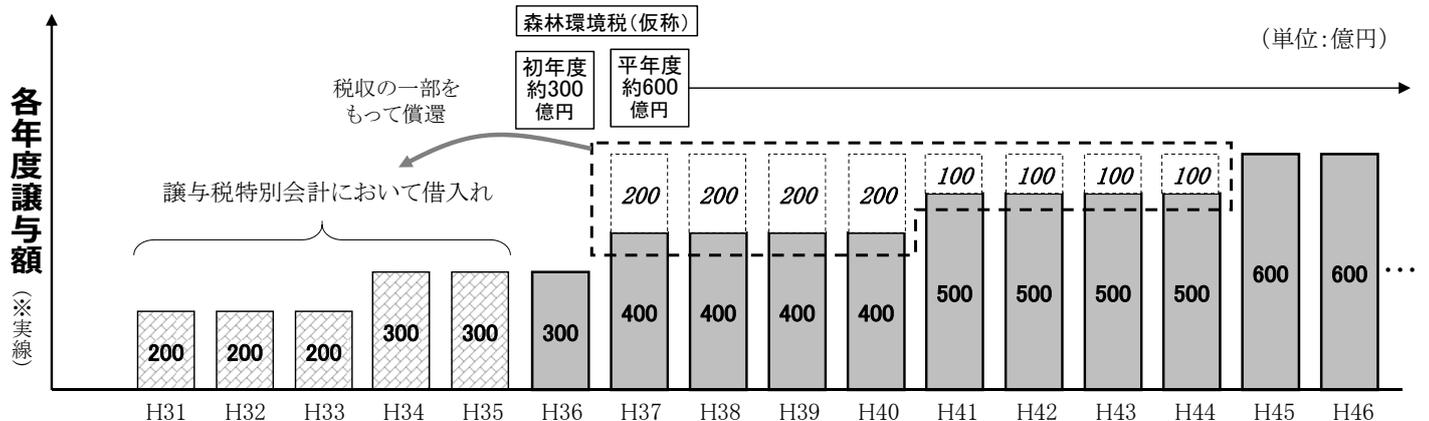
譲与総額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額  
 譲与団体: 市町村及び都道府県  
 譲与基準:  
 (市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分  
※私有林人工林面積については、林野率により補正  
 〔 林野率85%以上の市町村 : 1.5倍  
 林野率75%以上85%未満の市町村: 1.3倍 〕  
 (都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分  
 使途:  
 (市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用  
 (都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用  
 使途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

### 3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における森林環境譲与税は、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金により対応。
- 平成36年度から平成44年度までの間においては、森林環境税の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

## 森林環境譲与税の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- ・ 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- ・ 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- ・ 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15				88 : 12				90 : 10		
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

市町村分

- 50% : 私有林人工林面積 (林野率により補正)
- 20% : 林業就業者数
- 30% : 人口

都道府県分

- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を經由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることが見込まれる。

# 森林環境譲与税 と 既存施策の両者による森林整備

- 森林環境譲与税は、自発的施業への支援といった既存施策では必要な森林整備が困難なことを背景に創設されるもので、既存施策とは異なるもの。
- 林業成長産業化のためには既存施策が不可欠であり、森林整備事業予算を確保。

## 森林の公益的機能の発揮

自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林  
⇒森林所有者の**自発的施業が困難**

管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じり合った森林など）等へ誘導

多様で健全な森林への誘導が必要

## 林業の成長産業化

自然条件などが良く林業経営に適した人工林

林業的利用を積極展開



森林環境譲与税 による取組と従来の予算事業による取組の双方を推進することにより、一層の森林整備を進めることが必要。

## 森林環境税 の財源としての考え方

平成30年度税制改正大綱(抜粋)  
(平成29年12月14日 自由民主党、公明党)

### 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

#### 4 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林整備を進めるに当たっては、所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が大きな課題となっている。パリ協定の枠組みの下でわが国の温室効果ガス排出削減目標を達成し、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害から国民を守るためには、こうした課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することが必要である。

このため、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することとされており、森林関連法令の見直しを行い、平成31年4月から施行することが予定されている。その見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要財源に充てるため、以下を内容とする森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する

国会における主要な答弁

(平成30年1月24日 衆・本会議)

- 質問(枝野幸男議員)
- 内閣総理大臣

森林環境税については、パリ協定の枠組みのもとでの我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要の地方財源を安定的に確保する観点から、今国会に提出予定の森林経営管理法案を踏まえ、創設することとしたものです。

(平成30年4月17日 衆・農林水産委員会)

- 質問(小島敏文議員)
- 齋藤国務大臣

今回の森林環境税は、所有者の経営意欲の低下等の課題によって、所有者の自発的な施業への支援を基本とする従来の施策のみでは必要な森林整備を進めることが困難な状況だということから、森林経営管理法案を踏まえて、市町村が実施する森林の公的な管理を始めとした森林整備等の財源として創設をされることになっているわけでありです。

一方で、御指摘のように、地球温暖化防止に向けて森林吸収源対策を推進するためには、このような森林環境税による取組のみならず、従来施策である国の予算事業によりまして森林整備を進めていくことも不可欠でありますので、私としては、双方の取組を推進するべく、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

森林経営管理法 附帯決議

衆議院 農林水産委員会  
(平成30年4月17日)

十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとすること。

参議院 農林水産委員会  
(平成30年5月24日)

十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税(仮称)については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとし、その用途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとすること。